

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
欠席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
出席	委 員	堀 田 薫	
	委 員	欠 員	
出席	委 員	飯 田 喜美子	
欠席	委 員	堀 田 為積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
出席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
出席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
出席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	奥 田 哲 弘
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 任（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成27年12月22日(火) 午前9時00分から午前9時25分</p> <p>2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3. 出席委員(34人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(2人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(3人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主任 瀧田崇司 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、只今より、平成27年12月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>
会長	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は36名中34名で、定足数に達しておりますので、</p>

只今より12月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。
ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号33番 横井 美喜夫 委員

議席番号35番 伊藤 里海 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・11件

決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・20件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・16件

2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・2件

3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・3件

それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請 1件について
審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の
内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可
要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第28号 について説明させていただきました、何かご
質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、隣接する宅地にて暮らしておりますが、県道の拡幅工事を行った際、道路と自宅が近接するようになったため、今般の申請にて、申請地を庭敷地として宅地と一体利用する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、八開地区を中心に、水稻のオペレーターを業としておりますが、業務の拡大に伴い、農業用資材置場並びに農機具等の駐車場が大変手狭になってきたことにより、申請地を駐車場及び農業用資機材置場として利用し、業務の効率化を図る計画でございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、住所地にて家族4人で暮らしておりますが、敷地内に空きスペースがなく、現在、農業用軽トラックを含め3台車を所有しており、また、娘夫婦も同敷地内に住居を構えており、同じく空きスペースに苦慮していたところ、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第29号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請 について審</p>

議をお願いしますが、議案番号10番について、5番 野口委員が、総会規則第17条の「議事の参与の制限」に該当しますので、まず、10番を除く議案より審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、兄弟5人で愛西市内の賃貸住宅にて暮らしておりますが、申請地に隣接する住宅用地を取得するにあたり、現在保有する自家用車4台分の駐車スペースがないため、今般の申請にて申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では200枚のパネルを設置し、総事業費は約1,500万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はブロックで囲い、地表面につきましては砂利敷きとの計画でございます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、申請地の北側にて整形外科医院を営んでおり、業績も順調に推移しており、現在の駐車場では大変手狭になってきたことにより、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、4店舗の調剤薬局を営業しており、今般、申請地北側にある整形外科より医薬分業の件で相談を受け、院外処方箋を応需することとなり、申請地へ調剤薬局を建築する計画でございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 地縁団体日置町自治会の駐車場の申請でございます。日置町公民館の駐車場は以前より駐車場が不足、やむを得ず、近隣の店舗や路上駐車したりと苦慮していたところ、既存の駐車場を返却することとなり、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である宗教法人西光寺は、永代経・報恩講などの行事に参加する檀家等に対し、既存の駐車場25台分では大変手狭なことにより、新たに40台分の駐車場を確保するため、申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の本家にて、祖父母・両親・兄・弟・子どもの計9人で暮らしておりますが、9人で生活するには大変手狭なことに加え、プライバシーを保つことが非常に困難なことにより、祖父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、蟹江町に本社を置き、ガス業を営んでおりますが、

	<p>現在の資材置場は住宅建築等により、保安距離が保てなくなったため、保安距離も適合であり、現在の資材置場と近距離にある申請地を資材置場として利用する計画でございます。なお、現在の資材置場につきましては、引き続き利用することでございます。</p> <p>(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、清須市内の賃貸住宅にて夫・子ども2人の計4人で暮らしておりますが、家財道具も増え、現在の住宅では大変手狭になってきたことにより、祖父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 一時転用の申請でございます。道路向かいの有料老人ホームの建築にあたり、資材置場及び工事車両の駐車場が必要となり、道路を挟んだ申請地を一時転用し、資材置場及び駐車場として一時転用する計画でございます。</p> <p>以上、10件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より 10番を除く10件 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
鈴木義英委員	<p>議案番号5番について質問ですが、地縁団体が不動産を取得するのに、何か特別な要件は必要ですか。</p>
事務局	<p>申請人につきましては、地方自治法上、申請できる要件はございます。申請人の概要につきましては、地縁団体の中の規約があるかと思われまます。予算を決定されるということになりますと、議決が行われているだろうという推測はできませんが、それ以上のことにつきましては分かりませぬ。そこの長の方から申請があがってきたため、適正であるかどうか判断するのみでございます。</p>
鈴木義英委員	<p>と言うことは、議決が必要なのだろうけど、おそらく議決されているだろうという判断のもとに申請を受け付けているということですか。</p>
事務局	<p>代表者の方からの申請であるため、今回の受付となりました。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請 10番を除く10件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>

事務局	<p>それでは、10番の審議をお願いしますので、野口委員には退席をお願いします。</p> <p>《 野口委員 退席 》</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、岐阜県羽島市内の賃貸アパートにて、夫・子どもの計3人で暮らしておりますが、子どもも産まれ成長するにつれ、現在のアパートでは大変手狭なことにより、父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号10番につきまして説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請 10番について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>野口委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《 野口委員 着席 》</p> <p>続きまして、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (1番から20番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第9号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から20番、全体筆数は49筆、面積は56,111㎡でございます。円滑化団体のあいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された土地は</p>

<p>会長</p>	<p>20筆、計 20,729 m²でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は、7名の方々です。内容につきましては、水稻、レンコン、イチゴでございます。公告年月日は平成27年12月28日、契約開始年月日は平成28年1月1日、新規44件、再設定5件、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より決定第9号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきます、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から16番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、16件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

事務局	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、専決報告 3件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、3件の合意解約の通知を受付いたしました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、報告 1件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、12月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9時25分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成27年12月22日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 33番委員 横 井 美喜夫

議事録署名者

議席番号 35番委員 伊 藤 里 海